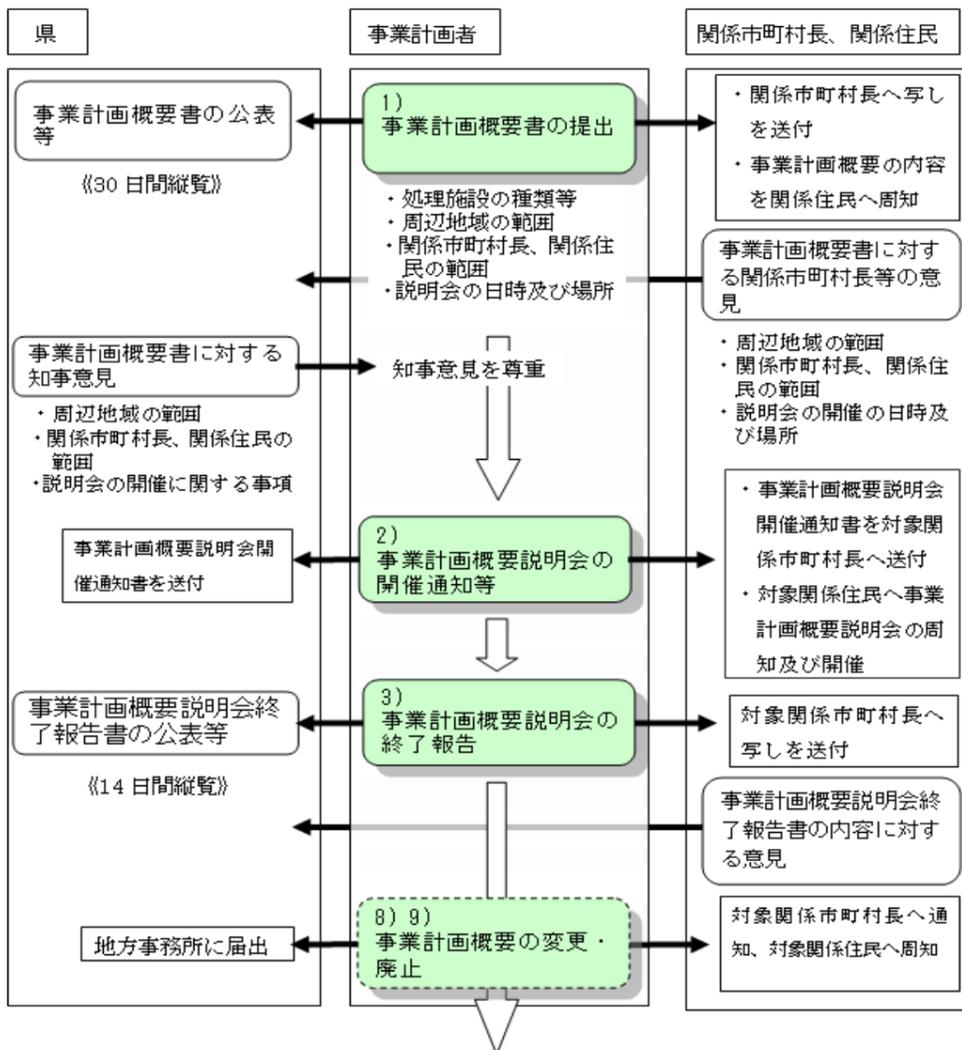


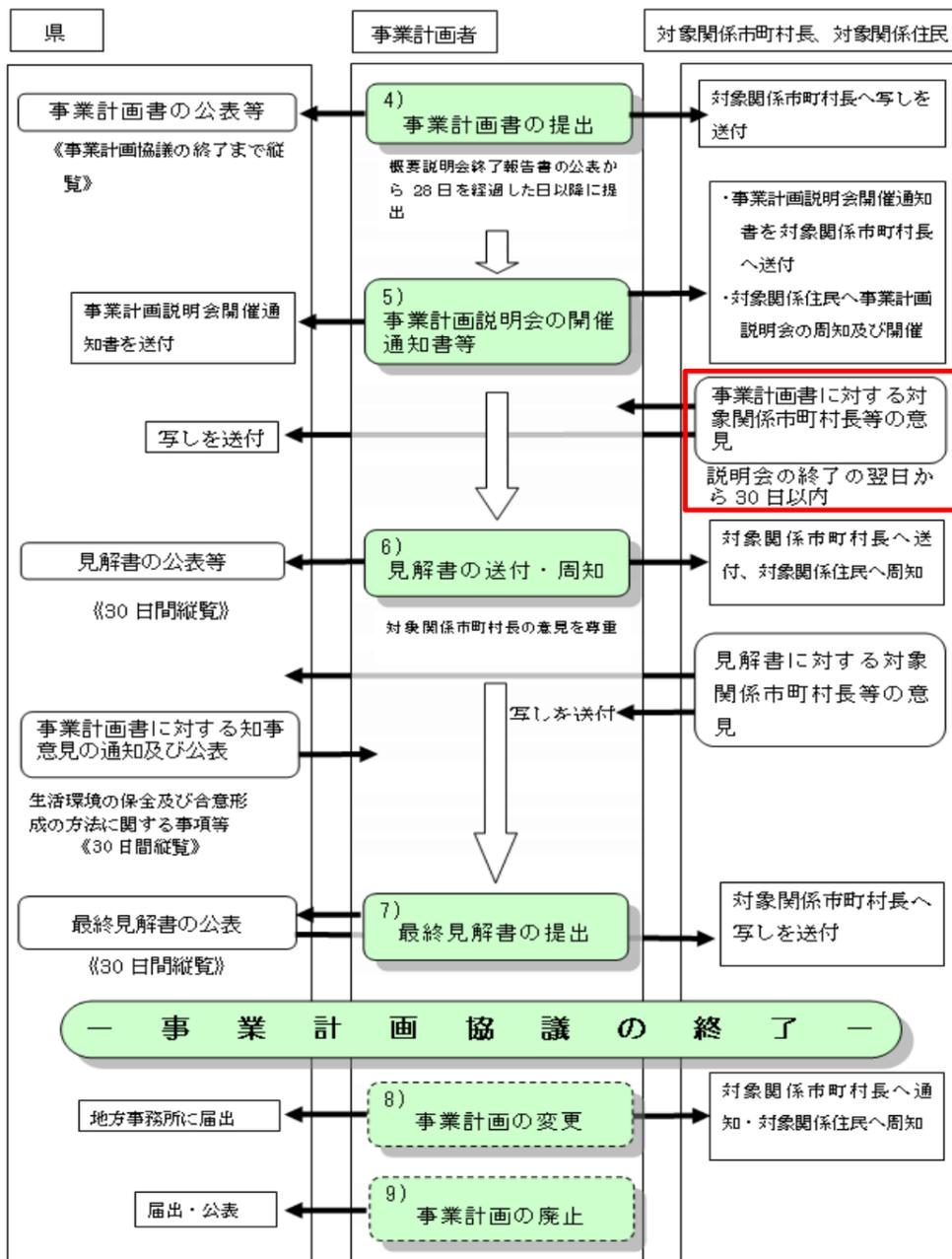
廃棄物処理施設設置に関する手続きのフロー

計画初期段階における手続きのフロー



【事前確認手続及び計画詳細段階へ】

計画詳細段階における手続きのフロー



- H25. 10. 31
  - ◆ 事業計画概要書提出 (事業計画者→県)
  - ◆ (写) 送付 (事業計画者→市)
- H25. 11. 12
  - ◆ 意見書提出 (市→県)
- H25. 12. 13
  - ◆ 県意見書提出 (県→事業計画者)
- H25. 12. 17
  - ◆ 事業計画概要書変更届提出 (事業計画者→県)
  - 説明会開催日程の追加
- H25. 12. 21
  - ◆ 第1回事業計画概要説明会 (替佐公民館)
- H26. 1. 22
  - ◆ 第2回事業計画概要説明会 (豊田文化センター)
- H26. 3. 7
  - ◆ 事業計画概要説明会終了報告書提出 (事業計画者→県)
  - ◆ (写) 送付 (事業計画者→市)
- H26. 12. 26
  - ◆ 事前確認手続依頼書提出 (事業計画者→県)
  - ◀ 6回にわたり県から補正通知・事業計画者回答 ▶
- H28. 10. 20
  - ◆ (最終) 事前確認手続依頼書提出 (事業計画者→県)
- H28. 11. 2
  - ◆ 事業計画書提出 (事業計画者→県)
  - ◆ (写) 送付 (事業計画者→市)
- H28. 11. 24
  - ◆ 第1回事業計画説明会 (替佐公民館)
- H28. 12. 7
  - ◆ 第2回事業計画説明会 (替佐公民館)
- H29. 1. 6 (提出期限)
  - ◇ 意見書提出予定 (市→事業計画者)
  - ◇ (写) 送付 (市→県)
- H29. 1月中旬頃
  - ◇ 見解書の送付・周知 (事業計画者→市等)
- H29. 1月下旬頃
  - ◇ 見解書に対する意見 (市→県)
  - ◇ (写) 送付 (市→事業計画者)
- H29. 2月頃
  - ◇ 事業計画書に対する知事意見 (県→事業計画者)
- H29. 3月頃
  - ◇ 最終見解書の提出 (事業計画書→県)
  - ◇ (写) 送付 (事業計画者→市)
- H29. 3月～4月頃
  - ◇ 事業計画協議終了

# 許可申請のフロー

【許可不要施設を設置する場合】

事業計画協議の終了  
事前確認手続の終了

【産業廃棄物処理施設を設置する場合】

産業廃棄物処理施設設置許可申請（生活環境影響調査結果書添付）

政令第7条の2に掲げる施設

- ・告示、縦覧
- ・住民、市町村長からの意見聴取
- ・専門家からの意見聴取

政令第7条の2に掲げる以外  
の中間処理施設

産業廃棄物処理施設設置許可

許可不要施設の  
設置工事着手  
⇒ 完了

産業廃棄物処理施設の  
設置工事着手  
⇒ 完了

施設の使用前検査申請

施設の使用前検査

産業廃棄物処分量許可申請

処分用施設設置工事完了検査

許可

事業開始

施設の定期検査  
(焼却施設及び最終処分場のみ)